

名古屋鉄道グループ財形貯蓄制度

令和4年4月
名古屋鉄道グループ財形貯蓄会
(名古屋鉄道共済会貯蓄担当)

天引きで定期的に給与・賞与から積立を行い、年金受取りや住宅取得など、一定の要件を満たす目的貯蓄について、利子非課税の税制優遇を受けるサラリーマンのための貯蓄制度です。

1 取扱種類

(1) 財形年金

満60歳以降の年金受取りを目的とする貯蓄です。

(2) 財形住宅

自己の住宅取得等を目的とする貯蓄です。

2 加盟会社

名古屋鉄道(株)、名鉄EIエンジニア(株)、(株)名鉄マネジメントサービス、(株)名鉄プロパティ。

3 取扱金融機関 * 金融機関別の貯蓄商品は資料1参照

(1) 銀行

三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、東海労働金庫。

(2) 生命保険

日本生命保険、第一生命保険、明治安田生命保険。

※財形年金と財形住宅の金融機関は、同一でなくても可とします。

4 加入要件（非課税要件）

(1) 資格

契約日(第1回積立日)現在、満55歳未満の加盟会社の従業員で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方。

(2) 契約

財形年金・財形住宅それぞれ、ひとり1契約とします。

(3) 非課税枠

財形年金・財形住宅の合計で元利550万円を限度とします。

※生命保険契約は、財形年金の払込保険料は385万円までで、財形住宅との合計で550万円が限度となります。

(4) 積立期間

5年以上の定期積立(給与及び賞与)が必要です。

※財形住宅において5年以内の目的払出しは、この限りではありません。

※金融機関により6年以上の積立が必要な商品があります。

5 募集（加入・積立金額変更）

(1) 受付期間

毎年6月～8月中旬、その都度共済報でお知らせします。

10月給与控除分から、加入・変更します。

※独身寮の入寮生は所定の開始月からの加入とします。

※みずほ銀行は、令和2年度から新規加入の受付を停止し、既加入者の積立金額変更の受付のみ継続します。

(2) 積立金額

毎月の給与は1口1,000円単位の整数倍、賞与は給与の3倍とします。

※賞与支給がない(または満たない)場合は、積立できません。

(3) 積立中断

「名古屋鉄道グループ財形貯蓄等取扱規程」第12条に該当する場合は、2年以内の中断が可能で、積立の再開には所定の手続きが必要です。

※非課税限度額等の調整の場合は、随時、中断または積立額の変更ができます。

※中断が2年を超えると課税になります。貯蓄商品によっては課税で解約となる場合があります。

【育児休業等特例措置】 *適用開始日:平成27年4月1日

- ・ 3歳未満の子の養育で育児休業等(産前・産後休業を含む)を取得するため、2年を超えて積立を中断する場合は、**育児休業等開始日の15営業日(共済会営業日)前までに**、『育児休業等をする者の財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄継続適用申告書』(以下、「育休申告書」という。)を提出することにより、子が3歳に達する日(誕生日前日)まで、非課税の中断を延長することができます。
- ・ 申告後、期間を変更しようとするときは、**変更前または変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日の15営業日(共済会営業日)前までに**、「育休申告書」で変更を提出してください。
- ・ 申告した積立再開日に積立ができない場合は、育児休業終了日の翌日から課税となり、商品によっては解約したとみなされます。
- ・ 特例措置適用中に、別の子の育児休業を取得する場合は、当該別の子の「育休申告書」を育児休業等開始日の15営業日(共済会営業日)前までに提出し、同時に当初申告していた子の中断期間変更の「育休申告書」を提出してください。

※育児休業等特例措置後、継続して積立の中断をすることはできません。

※育児休業のための中断であっても、中断期間が2年を超えない場合は、通常の中断及び再開の手続きをしてください。

※適用開始日以降に育児休業等を開始する方が対象です。

6 解約・払出し

- 財形住宅の解約・払出しは、「解約・払出請求書[様式 3]」とともに、要件を確認する資料を添付して提出してください。 ***別表1**参照
- 共有名義の払出しは、費用を持分に応じて按分するため、申告が必要です。

※毎月15日までに提出された不備のない届出について、当月の積立後に解約し、金融機関の規定日に送金します。
- **目的外の払出しは**、全額解約扱いとなり、解約日以降支払われる利子等に対して**分離課税を適用し、過去5年間に遡り非課税で支払われた利子等の累計額に追徴課税**します。

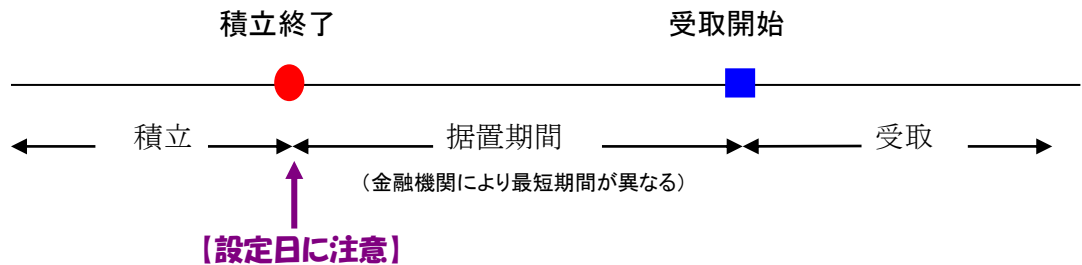
※生命保険契約の財形年金は、一時所得課税となります。
- 財形住宅の一部払出しは、取得前(引渡し前)に、積立金の9割を払出します。

※一部払出しを書類到着から数日後としている金融機関があります。
取得日が一部払出し日より前になると、一部払出しはできません。
- 一部払出しから2年以内かつ住宅取得(工事完了)から1年以内に、未提出の確認書類を提出して、残りの積立金を払出して解約します。

※一部払出し後、解約せずに、確認書類を提出(非課税を確定)して積立を継続することもできますが、その後に目的外払出しをした場合は、過去5年間に遡り、非課税で支払われた利子等の累計額に追徴課税となりますので、十分な注意が必要です。

7 財形年金の積立終了・受取開始・据置期間 *金融機関別据置期間は資料2参照

- 加入時に、積立終了・据置期間・受取開始等を設定します。
- 積立終了手続きを完了し、**据置期間を経過した後、受取開始**となります。
- 受取開始は満60歳以降、据置期間は積立終了の日から最長5年間となっていますので、**積立終了の日は、満55歳以降で設定してください。**
- 積立終了の月は、**在職期間中の最終給与支払月以内**で設定してください。



[重要]

**10月25日生まれの加入者が60歳で定年退職する場合、退職日は10月24日となるため、10月25日支払いの給与があっても財形の積立はできません。
この場合の積立終了は、9月までで設定してください。**

- 積立終了月・受取開始月・受取方法等を変更する場合は、**積立期間中に限り変更可能**ですが、**貯蓄商品や変更内容によっては、変更できる期間に制約が生じる場合**があります。また、加入要件が不足する場合は、変更が出来ないことがあります。
- 60歳以降も従業員として在籍する場合は、積立を継続できます。
- **積立終了の日から2ヶ月以内に「非課税適用確認申告書」**を金融機関を経由して税務署に提出し、**退職前に「年金貯蓄者の退職等申告書」**を提出します。
 - ※積立終了と退職日が近い場合は、同時に提出していただくことがあります。
 - ※書類は、財形貯蓄会(共済会)及び金融機関経由で税務署へ提出となりますので、到着後は、速やかに提出してください。

8 届出内容の変更(金融機関及び税務署への届出)

- 申込時の届出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく「変更申込書[様式2]」で変更事項を届出てください。
その場合の押印及び訂正印は、**お届け印を使用**してください。
 - ※お届け印を紛失等した場合は、お届け印の変更を行い、新しい印鑑で押印してください。
 - なお、銀行及び労働金庫契約の場合は、本人確認書類を添付してください。
 - ※生命保険契約のお届け印紛失の場合は、印鑑証明書を添付し、印鑑証明印を押印してください。
- 変更申込書の記入に際しては、**別表1**の留意点を確認のうえ、必要書類を添付して、財形貯蓄会(共済会)へ提出してください。
- **毎月15日まで**に不備なく提出された届出について、翌月から変更します。

9 非課税限度額の管理

- 各金融機関は、毎年3月末及び9月末の積立金の残高等を加入者へ通知します。
- 設定した限度額を超えた時点で、課税口座(源泉分離課税)となります。
一旦**課税口座になると**、その後残高が減っても**非課税口座には戻りません**。
- 非課税限度額を超えても積立はできますが、以後、残高全てから発生する利子等に対して課税となります。
※ただし、**生命保険の財形年金は、払込保険料が非課税限度額を超えると契約上の解約となり、その課税方法は一時所得課税となります**。
- 非課税限度額を超えて積立を継続する場合、金融機関によっては「非課税廃止申告書」の提出を求められることがあります。
※「**非課税廃止申告書**」を提出しない場合も、**限度額超過をもって非課税枠廃止とみなします**。

10 不適格事由

- 不適格事由とは、退職・転職・役員就任等により、非課税申告書の記載事項に異動が生じることで、**非課税適用が原則受けられなくなります**。
- 不適格事由発生後は、変更手続き等はできません。
- 必要な場合は、速やかに口座を解約していただくことがあります。
※**解約時点で過去5年に遡って課税となります**。

11 退職後の継続

- 退職すると、財形貯蓄会から脱会となり、**退職日以降は積立出来ません**。
※**退職月に解約届を提出の場合も、退職日が積立日(給与日)より前の場合は、積立の中止が必要となりますので、必ず財形貯蓄会(共済会)へ連絡してください**。
- 退職日から2年以内に転職し、転職先に同種の財形制度があれば、転職先で所定の手続きをして積立を継続することができます。
- 財形住宅は、退職後一定期間を経過すると課税となります。
- 財形年金は、「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」及び「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」を提出することにより、退職後も非課税が適用されます。
※**いずれの場合も手続きには期限があるため、速やかに手続きを行ってください**。

12 その他

(1) 届出先

在職中の各種手続・届出は、財形貯蓄会(共済会)経由で行います。

※**原則、個人が金融機関と直接行うことはできません**。

(2) 再加入

一度脱会しても、**再加入が可能**です。(募集は年1回)

(3) 振込口座

ア 解約・払出し先は、**本人口座を指定**してください。

イ 労働金庫扱いの財形年金の受取りは、労働金庫の本人普通口座のみ指定が可能です。
口座がない場合は、口座開設が必要です。

ウ 積立金等を契約金融機関以外の口座へ送金する場合は、各金融機関規定の振込手数料が必要となる場合があります。

(4) 課税税率

目的外解約、限度額超過等の場合の税率は、分離課税(20%)を適用します。

※ただし、平成25年1月1日～令和19年12月31日は、復興特別所得税の付加により、20.315%の税率が適用となります。

※生命保険契約の財形年金を解約する場合は、一時所得課税となります。

(5) 死亡

死亡日以後は、利子非課税の適用がなくなり、相続人の財産(相続税対象)となるため、相続人が払戻しを行います。(払出し制限がなくなるため遡っての課税はありません)

※ただし、保険契約等、貯蓄商品により、課税が異なることがあります。

(6) マイナンバー(個人番号)

新規加入、氏名・住所・勤務先(転職)変更の場合、マイナンバー(個人番号)が必要になり、ご本人に直接共济会貯蓄担当で記入していただきます。その際、個人番号確認のため次の①～④いずれか

① 個人番号カード

② 個人番号通知カード(記載内容が住民票と一致する場合に限る)

③ 個人番号の記載された住民票

④ 個人番号の記載された住民票記載事項証明書

及び、身元確認のため運転免許証等が必要になります。

(7) 氏名

会社に旧姓使用の届出をしている方でも、本名を記入してください。

13 お問い合わせ先

名古屋鉄道グループ財形貯蓄会

<事務局> 名古屋鉄道共济会貯蓄担当
鉄電/92-6460 NTT/052-882-1990

取扱金融機関

三井住友信託銀行(品川事務センター財形グループ)	0120-256-002
三菱UFJ銀行(名古屋営業部)	052-211-0737
みずほ銀行(財形オフィス)	03-6634-6792
東海労働金庫(業務支援センター)	052-243-8823
日本生命保険(財形管理課)	0120-981-818
第一生命保険(財形課)	0120-998-665
明治安田生命保険(名古屋総合法人部)	052-962-6055

- 令和4年4月現在の税制・関係法令に基づき、取扱い等について記載しております。今後、取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱い等については、金融機関・税務署等にご確認ください。

別表1 各種届出・請求手続き等に関する留意点と提出書類（主な手続き）

- 届出用紙は **4 枚複写式** です。必要箇所にもれなく**鮮明にお届印を押印**（訂正印もお届印を使用）し、**添付書類とともに提出**してください。
* 日本生命保険は届出印制度廃止により認印の押印で可。ただし、改姓及び 1,000 万円以上の支払いには、本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）の添付が必要です。
- **毎月 15 日（休日の場合は前営業日）までに提出**された不備ない届出に基づき、**変更は翌月**から、**解約は同月中**です。積立金は金融機関の規定日に送金します。
* **退職者の解約に注意！**解約は、その月の積立後となります。**退職日が積立日より前の場合は積立中止が必要**です。**解約届が提出済みの場合も必ず共济会へご連絡**ください。
- 積立金等の送金は、**本人名義口座を指定**してください。また、送金先によっては振込手数料がかかる場合があります。
- 住民票・建物の登記事項証明書・印鑑証明書等の添付書類は、**取扱月の 25 日現在で発効日から 3 ヶ月以内が有効**です。

《 変 更 》

【写】とある添付書類はコピー可

手 続 項 目	留 意 点	提 出 書 類	
変	住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更後、遅滞なく提出する。 ● 氏名変更の場合は、氏名変更の事実が確認できる書類（変更前後の記載のある運転免許証等）のコピーを添付する。 ● 個人番号が必要のため、共济会貯蓄担当で記入のうえ手続きをする。その際、本人確認として個人番号カードまたは通知カード等及び運転免許証等が必要となる。 	<p>①変更申込書〔様式 2〕</p> <p>《添付書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証【写】 （※氏名変更及び銀行・労働金庫契約のお届印紛失の場合） 印鑑証明書 （※生命保険契約のお届印紛失の場合） <p>《提示書類》</p> <p>（※住所・氏名変更の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票または住民票記載事項証明書及び運転免許証等
	非課税貯蓄最高限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 財形年金と財形住宅の合計額 550 万円まで。 ● 既に申告している非課税枠がある場合（財形年金・財形住宅両方の加入者）は、変更申込書の「非課税申告書」の最高限度額欄も記入が必要となる。 	
	お届印	<ul style="list-style-type: none"> ● お届印の紛失による変更は、全箇所にもれなく新お届印を押印する。 ● 生命保険契約のお届印紛失の場合は、印鑑証明書の印を押印する。 	
	新積立額（積立額変更）	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与は 1,000 円の整数倍、賞与は給与の 3 倍を記入する。 ● 限度額の超過回避の調整及び財形住宅一部払出し後の調整以外は、定期募集（毎年 7～8 月に実施）のみの取扱いとする。 	
更	中断	<ul style="list-style-type: none"> ● 「名古屋鉄道グループ財形貯蓄等取扱規定」第 12 条に該当する場合は、2 年以内の中断ができる。（2 年超の中断は課税となる。貯蓄商品によっては解約の場合もある。） ※ただし、限度額超過の調整等の場合は、随時中断または積立額変更を可とする。 ● 育児休業等による 2 年以上の中断は、「育休申告書」(E)を、育児休業開始日の 15 営業日（共济会営業日）前までに共济会に提出することにより、子が 3 歳に達する日（誕生日の前日）まで非課税の中断を延長できる。 ● 「育休申告書」(E)を提出している加入者が、申告した中断期間を変更する場合は、変更前または変更後の育児休業等の終了のいずれか早い日の 15 営業日（共济会営業日）前までに「育休申告書」(E)で、期間変更届を提出する。 	<p>①変更申込書〔様式 2〕</p> <p>* 積立開始・終了等の応答日は、該当月の給与日</p> <p>⑤育児休業等をする者の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書</p>

手続項目		留意点	提出書類
変更	再開	● 中断事由解消後は、速やかに積立を再開する。	
	積立終了日 [*年金のみ]	● 在職期間中の最終給与支払月以内 で設定する。 ※退職日以降の給与積立は不可とする。	
	受取開始日 [*年金のみ]	● 満 60 歳以降 の積立終了日から取扱金融機関規程の 据置期間経過後 で設定する。	
更	転職(新勤務先)	● 転職(転籍)前の会社で財形貯蓄に加入している場合、転職後も同種の財形貯蓄の継続を希望する場合に転職先へ提出する。 ● マイナンバーが必要のため、共济会貯蓄担当で記入のうえ手続きをする。 その際、個人番号カードまたは通知カード等及び運転免許証等が必要となる。	転職先の指定する届出書類等。 (転職先で確認) ※<提示書類>は、前頁(※住所・氏名変更の場合)の提出書類欄を参照

≪ 財形住宅の解約・払出し ≫

【写】とある添付書類はコピー可

手続項目		留意点	提出書類
解約・払出し	(1) 住宅取得払出し(解約)	● 取得等の日から 1 年以内 の自己所有かつ自己の居住する、 延床面積 50 ㎡以上 の住宅であること。 ※共有名義の場合は、費用を 持分に応じて按分 するため 申告が必要 。 ● 中古住宅を購入の場合、築後 20 年(耐火構造 25 年)以内 の物件であること。 ※「耐震基準適合証明書」が提出できる住宅は、築後要件を問わない。 ● ①は、契約者本人の住宅であり、 所在地・延床面積・取得年月日・取得費用・契約者名・甲乙両方の署名捺印・築年数(中古のみ)・印紙 等の必要事項が確認できること。 ● 登録住所から転居する場合は、住所変更届の提出も必要となる。	⑥解約・払出請求書[様式 3] ≪添付書類≫ ①工事請負契約書(新築)または 売買契約書(購入)【写】 ②住民票(新住所)【写】 ③建物の登記事項証明書【写】 ④財形証書(生命保険契約の場合) * 三菱 UFJ・三井住友信託・第一生命は 住民票のみ原本を添付。 * 日本生命保険の 1,000 万円以上の支払いは 本人確認書類【写】を添付。
	(2) 増改築等払出し(解約)	● 工事完了日から 1 年以内 の自己所有かつ自己の居住する住宅の増改築で、 増改築後の延床面積が 50 ㎡以上、工事に要する費用が 75 万円超 であること。 ● 工事部分に居住用以外の部分がある場合、居住用にかかる費用が工事費用全体の 2 分の 1 以上であること。 ※工事費用が 75 万円超、100 万円以下の場合に限り、⑤～⑦の書類を施工業者による証明「増改築等工事完了届(厚生労働省の様式)」に替えることもできる。 ※共有名義の場合は、費用を 持分に応じて按分 するため 申告が必要 。	⑥解約・払出請求書[様式 3] ≪添付書類≫ (1)の①～④の他、⑤～⑦のいずれか ⑤建築物の確認済証【写】 ⑥検査済証【写】 ⑦増改築等工事証明書【写】 * ⑤～⑥は所定機関の証明 * ⑦は国土交通省の様式による建築士の証明

手続項目		留意点	提出書類
解約・払出し	(3)住宅取得前・増改築前一部払出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得前(引渡し前)に、貯蓄残高の9割を払出しする。 ● 一部払出しから2年以内かつ住宅取得(工事完了)から1年以内に、未提出の添付書類を提出して、残りの積立金を払出し(解約)する。 ※金融機関により、登記予定日等の確認を求められることがある。 ※共有名義の場合は、費用を持分に応じて按分するため申告が必要。 ● 一部払出しから解約までの間も積立は継続する。 ● 一部払出し後に積立を中断したいときは、中断の手続きが必要となる。 ● 目的外の一部払出しはできない。 	㊦解約・払出請求書〔様式3〕 <<添付書類>> (1)の① * 一部払出し後、残りの積立金を払出す際に、②③④を提出。 * 日本生命保険の1,000万円以上の支払いは本人確認書類【写】を添付。
	(4)目的外払出し(解約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 全額解約扱いとなり、解約日以後支払われる利子等に対して分離課税を適用し、過去5年間に遡り非課税で支払われた利子等の累計額に追徴課税する。 	㊦解約・払出請求書〔様式3〕 <<添付書類>> ⑤財形証書(生命保険契約の場合) * 日本生命保険の1,000万円以上の支払いは本人確認書類【写】を添付。

<< 財形年金の解約・受取 >>

【写】とある添付書類はコピー可

手続項目		留意点	提出書類
解約	(1)目的外払出し(解約)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金受取り以外の払出しは、すべて目的外払出しのため、課税・解約となる。 ● 全額解約扱いとなり、解約日以後支払われる利子等に対して分離課税を適用し、過去5年間に遡り非課税で支払われた利子等の累計額に追徴課税する。 ※ただし、生命保険契約は、一時所得課税となる。 	㊦解約・払出請求書〔様式3〕 <<添付書類>> ④財形証書(生命保険契約の場合) * 日本生命保険の1,000万円以上の支払いは本人確認書類【写】を添付。
年金受取	(2)年金受取り(払出し)	<ul style="list-style-type: none"> ● 積立の終了が近づくと、年金受取りに必要な書類が送付されるので、期日(積立終了から2ヶ月以内)までに記入・押印(お届印)して、財形貯蓄会(共済会)経由で、金融機関及び税務署へ提出する。 ● 年金受取りの手続きは、提出期限を過ぎると非課税適用が受けられないため、到着後は速やかに提出する。 ● 労働金庫の契約は、労働金庫の本人名義普通口座のみ受取りが可能のため、口座がない場合は、㊦の提出前に口座開設が必要となる。 	㊦財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書 ※㊦の他、金融機関が指定する書類の提出が必要な場合がある。 (書類は取扱金融機関により異なる)

手 続 項 目		留 意 点	提 出 書 類
年 金 受 取	(3) 積立終了・非課税申告書提出後の退職	<ul style="list-style-type: none"> ● 積立を終了し、㉔「非課税適用確認申告書」の提出者が退職する場合は、退職前に、㉕「年金貯蓄者の退職等申告書」の提出が必要となる。財形貯蓄会へ連絡して用紙を取り寄せ、退職までに提出する。 ※積立の終了と退職が近い場合は、㉔と㉕を同時に提出することがある。 	㉕財産形成年金貯蓄者の退職等申告書
	(4) 積立期間中の退職	<p>㉖払込期間を変更して積立金を年金で受取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 積立期間中かつ在職中に、㉖を提出して積立終了日を変更し、その後、受取りの手続きを行う。 ※ただし、退職時の年齢・貯蓄商品・申出時期等により、変更できない場合がある。 <p>㉗解約して積立金を一括で受取る（※課税・解約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在職中に、㉗を提出して目的外払出し(解約)する。 	<p>㉖年金で受取る場合 ㉖変更申込書〔様式 2〕</p> <p>㉗積立金を一括で受取る場合 ㉗解約・払出請求書〔様式 3〕</p>

■ 主な手続きに該当しない場合、または個別ケースの非課税払出しの判断は、取扱い金融機関へご確認ください。

以 上

資料1 取扱金融機関別 貯蓄商品

業 態	取扱金融機関	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
普通銀行	三菱UFJ銀行	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (期日指定定期預金)
	みずほ銀行	預 金 (5年スーパー定期預金)	預 金 (5年スーパー定期預金)
労働金庫	東海労働金庫	預 金 (期日指定定期預金)	預 金 (期日指定定期預金)
信託銀行	三井住友信託銀行	合同運用信託	合同運用信託
生命保険会社	日本生命保険 第一生命保険 明治安田生命保険	生命保険 (貯蓄型積立保険)	生命保険 (貯蓄型積立保険)

資料2 取扱金融機関別 財形年金の据置期間(積立終了日～支払開始日)と振込日

取扱金融機関	据置期間	年金振込日	備 考
みずほ銀行	1ヵ月～5年	27日	月が変われば1ヶ月以内でも可能
三井住友信託銀行	3ヵ月～5年	15日	
三菱UFJ銀行 東海労働金庫	6ヵ月～5年	25日	年金振込日は、各個人で設定可能(1～28日)
生命保険会社	1ヵ月～5年	契約応答日	契約日＝第1回保険料払込日